

新たな経済的支援の検討に当たっての基本的な考え方について (令和5年度審議会での議論のポイント)

1 検討の対象範囲及び優先事項

新たな経済的支援のうち、見舞金等（見舞金及び貸付金）については、犯罪被害者等基本法第13条に規定する国の基本的施策（給付金の支給に係る制度の充実等）において、警察庁から地方公共団体に対し、見舞金等の支給制度や貸付制度の導入について要請が行われており、全国の地方公共団体でも導入が進んでいることから、沖縄県の実情も踏まえつつ、見舞金等を優先事項として導入検討を行う。

見舞金等以外では、裁判支援における「再提訴費用」及び「弁護士費用」、居住支援における「転居費用」について、他都道府県の先行事例を参考に必要性を検討する。

他の支援（立替支援金、生活支援、教育支援、就労支援等）については、都道府県での事例がなく、市町村で実施されていることから、住民サービスの身近な存在であり、各種保健医療・福祉制度の主体である市町村との役割や、既存制度での対応も含めて、調査研究していく。

2 支援内容等の検討

(1) モデルケースの設定

個別の支援項目ごとのモデルケースと、全体のモデルケースとなる都道府県を設定する。

| 支援項目 | モデルケース | |
|-------|--------|--------------------------|
| 見舞金 | 三重県 | 平成31年4月1日導入 ※全国初で他県の先行事例 |
| 貸付金 | 和歌山県 | 平成31年4月1日導入 ※支援内容が充実 |
| 再提訴費用 | 大阪府 | 平成31年4月1日導入 ※支援内容が充実 |
| 弁護士費用 | 広島県 | 令和4年4月1日導入 ※全国初で二次被害対応 |
| 転居費用 | 東京都 | 令和2年4月1日導入 ※全国初で他県の先行事例 |
| 全体 | 高知県 | 令和3年4月1日導入 ※全体的に支援内容が充実 |

(2) 要件

全国の標準的な要件（金額、対象犯罪、対象者、支給制限等）と、モデルケースの都道府県の要件を比較しながら、必要性（不要な箇所を削除、必要な箇所を追加）を精査し、制度の基本設計を検討する。

3 支援方法

犯罪被害からの回復に必要な資金を犯罪被害者等へ支給する方法として、直接支給と市町村補助がある。直接支給による窓口での対応や、補助による市町村との連携協力体制のあり方も含め、被害者の視点に立った最適な方法を検討していく。

4 見舞金等の導入についての考え方

(1) 必要性

犯罪被害者等に対する経済的支援としては、警察庁の犯罪被害者等給付金があるが、支給までに時間を要することが課題となっている。(令和3年度においては、申請から裁定までに要した期間が平均して9.3ヶ月)

犯罪被害者等は、被害直後から、治療、裁判、行政手続きなど様々な対応で生活が一変する状況にあり、収入減とともに経済的負担も増加する。負担が生じる経費も、治療費、弁護士費用、裁判所等への出廷に伴う交通費、転居費等様々であるため、犯罪被害者等が日常を回復するために使途の定めのない早い段階での経済的支援を導入したい。

警察庁から地方公共団体に対し、見舞金等の支給制度や貸付制度の導入が要請されているところであるが、貸付制度は、返還等の新たな負担を生じさせることから、見舞金等の支給制度を導入したい。

沖縄県においては、一人当たり県民所得が239万6千円(令和元年度)と全国最下位、生活保護被保護実世帯数が月平均一般世帯千世帯当たり52.87世帯(令和元年度)と全国2位、母子世帯割合2.21%(令和2年度)と全国1位など、経済的に厳しい世帯が多いことが推察され、犯罪被害に遭った場合に困窮する可能性が高く、早い段階から経済的負担軽減を図ることが必要である。

(2) 支援内容(各都道府県の例示)

ア 遺族見舞金

(ア) 金額

死亡に係る見舞金を直接支給している12都県のうち、6県が60万円としている。

(50万円1県、30万円4都県、1.5~2.5万円1県)

(イ) 対象犯罪

故意の犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為)

(ウ) 対象者

- ① 県内に住所を有する者(犯罪行為発生時点)
- ② 第1順位の遺族(配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)

(エ) 支給制限

- ① 加害者と被害者が親族関係にあったとき
- ② 他の地方公共団体等から同様の給付を受けている場合
- ③ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は責めに帰すべき行為があったとき
- ④ 暴力団員である場合、社会通念上適当でない場合

イ 重傷病見舞金

(ア) 金額

傷害に係る見舞金を直接支給している11都県のうち、6県が20万円としている。

(30万円1県、10万円4都県)

(イ) 対象犯罪

故意の犯罪行為(遺族見舞金と同様)

(ウ) 対象者

- ① 県内に住所を有する者(犯罪行為発生時点)
- ② 1ヶ月以上の療養

(エ) 支給制限(遺族見舞金と同様)

ウ 精神療養見舞金

(ア) 金額

精神療養に係る見舞金を直接支給している3県のうち、3県が5万円としている。

(イ) 対象犯罪

特定の犯罪行為（殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略奪誘拐、人身売買）

(ウ) 対象者

- ① 県内に住所を有する者（犯罪行為発生時点）
- ② 3ヶ月以上の療養かつ労務不能通算3日以上

(エ) 支給制限（遺族見舞金と同様）

(3) 支援方法

見舞金等の支給方法として、県が直接支給するほか、市町村補助として支給する方法がある。補助金として支給する場合、住民サービスの身近な存在である市町村で実施することで、見舞金等の支給をきっかけとして、各種保健医療・福祉サービスの利用等支援につながる効果があると考えられる。一方で、市町村が補助制度を利用しない場合、県内で支援にばらつきが生じることとなる。見舞金等の支援は、犯罪被害者等の日常生活への回復に重要な支援であり、県内で統一的に実施することが望ましいため、直接支給する方法としたい。

市町村補助として支給する方法については、市町村の条例制定状況を踏まえながら検討していきたい。

(4) これまでの委員からのご意見への対応について

ア 加害者と被害者が親族関係にあったときの支給制限を設けないことについて

犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められ事情がある場合、また、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が犯罪被害者又は第1順位遺族となる場合には支給することとしたい。

イ 同性パートナーも見舞金の対象とすることについて

県のパートナーシップ宣誓制度の導入や対象事業について検討が必要。

5 本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みやその他経済的負担の軽減に資する施策

本県は島しょ県としての地域的特性を有しているなど、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みを検討していく必要がある。

当面は見舞金制度を活用しながら、支援ニーズや実績を踏まえ、制度の仕組みを構築していくこととする。

6 今後の検討事項

- ① 裁判の際の交通費
- ② 観光客への支払い
- ③ 米軍属との際の通訳費用
- ④ 現場クリーニング代
- ⑤ 立替払い